

グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断の基準等（案）

平成 12 年 12 月 22 日現在

役務

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表 1 の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況やエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修、運用改善について表 2 の内容を含む提案を行うものであること。
----------	---

【表 1】

一級建築士、一級建築施工監理士、一級電気工事施工監理技師、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）エネルギー管理士（熱、電気）又は建築設備士

【表 2】

過去三年間のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、エネルギー設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠、エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠、設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠並びに必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断役務の件数（総数）

なお、各年度ごとに当該年度における本役務の対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。